

県南広域振興局長告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年3月21日

県南広域振興局長 堀 江 淳

介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370501298	株式会社T・S・K	イーハトーブ昴の森デ イサービスセンター	花巻市石鳥谷町中寺林第 6地割22番地1	平成29年3月31日